

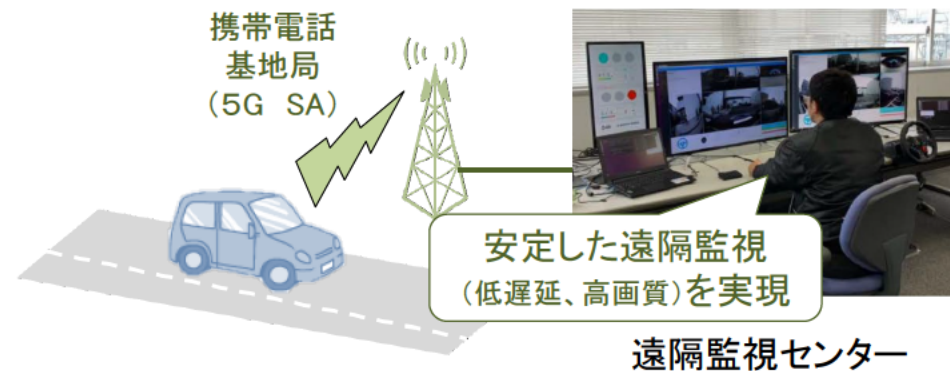
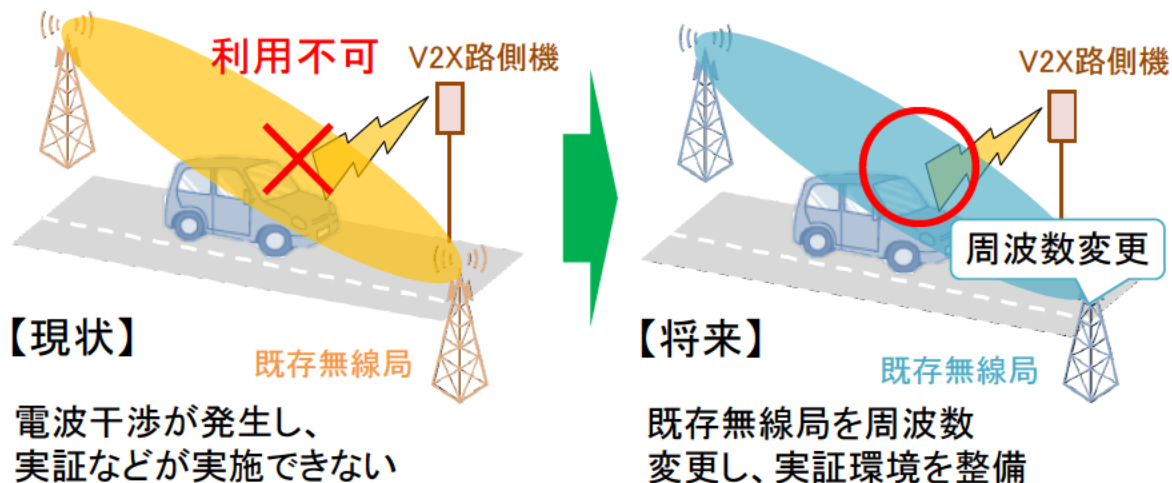
- デジタルライフライン全国総合整備実現会議の中間とりまとめを踏まえ、高速道路上の自動運転レベル4^{※1}の社会実装(分合流支援、遠隔監視など)に必要なデジタルインフラ整備を推進。
- 具体的には、以下の取組を実施。
 - ① 分合流円滑化のための5.9GHz帯V2X通信の早期導入に向けた環境整備(既存無線局の周波数変更)
 - ② 安定した遠隔監視のための携帯電話基地局の5G SA^{※2}化支援

※1 特定条件下における完全自動運転(高速道路上などの特定条件下においてシステムが全ての運転タスクを実施)

※2 5Gスタンドアロンの略。低遅延などの5Gの特徴を最大限発揮することで、安定した映像伝送などを実現

① 5.9GHz帯V2X通信の早期導入に向けた環境整備

② 携帯電話基地局の5G SA化支援



デジタルインフラ整備を通じ、安全な自動運転の実装を加速

令和5年度補正予算:205億円 ※既存の「デジタルインフラ整備基金」に拡充

	自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業	
	①5.9GHz帯V2X通信の早期導入に向けた環境整備事業	②携帯電話基地局高度化支援事業
執行スキーム	総務省 → 基金設置法人 → 民間事業者	
設置期間	助成期限: 令和9年度末、設置期限: 令和10年度末	
定義	大臣が別に定める地域において、5.9GHz帯V2X通信実験試験局を用いた自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施に当たり、当該無線局の無線設備から発射される電波の影響により、地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送(以下「地上デジタルテレビ放送」という。)の受信の障害が発生するおそれがある場合において、当該地上デジタルテレビ放送の受信障害を防止することを目的として、当該地上デジタルテレビ放送用施設及び設備を整備する事業であって、民間事業者等が行うもの	大臣が別に定める地域において、自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する道路上の一部で、高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話の無線通信(以下「高度化無線通信」という。)を行うために、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業であって、無線通信事業者(無線通信を行う電気通信事業者をいう。以下同じ。)又はインフラシェアリング事業者が行うもの
大臣が別に定める地域	東北総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域に含まれる都府県の全域に加え、今後策定される「デジタルライフライン全国総合整備計画」(改訂があった場合には改訂後の内容を含む。)において、自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する地域が含まれる道県の全域	新東名高速道路及び東北自動車道の周辺概ね1km以内の区域に加え、今後策定される「デジタルライフライン全国総合整備計画」(改訂があった場合には改訂後の内容を含む。)において自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する道路の周辺概ね1km以内の区域
補助率	定額	<p style="text-align: center;">1/2</p> <p style="text-align: center;">〔無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、〕</p> <p style="text-align: center;">2/3</p>